

## 教科用図書採択地区の一部改正について

### 1 教科用図書採択地区について（「教科書制度の概要」から）

- 市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にある。
- 採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定する。
- 採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適切と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定する。
- 共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない。

### 2 教科用図書採択地区の設定について（法的根拠）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条

各都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの地区を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下「採択地区」）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聞かなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

### 3 教科用図書採択地区変更について

#### (1) 現在の状況

- 8採択地区を設定している。  
〔仙台市／大河原／仙台／大崎／栗原／石巻／登米／南三陸〕
- 平成30年度教育事務所再編に伴い5つの地区となった。(H30.4)
- 平成29年10月に気仙沼教育事務所に改められたが、南三陸地区という名称が使われている。

#### (2) 変更の理由

- 採択地区については、都道府県教育委員会が設定しようとする地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮して決定することとされている。
- 上記の点を考慮して教育事務所が5地区に再編されたことに鑑み、採択地区についても同様の地区が適切であると考える。

- 採択地区の変更により，採択地区内において教科書内容についての調査研究が一層綿密となり，教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となる。また，これまでは，同一管内でありながら採択地区が複数あることで，周辺市町に転校する場合，教科書が変わるという学習上の不便が生じる可能性があったが，この点についても解消される。

(3) 変更点

- 採択地区を，現在の8地区から6地区に変更するとともに名称を変更する。

#### 4 教科用図書採択地区の設定の告示の一部改正の告示

告示：平成30年11月6日 宮城県教育委員会告示 第14号

施行：平成31年4月1日

#### 5 その他

- (1) 文部科学大臣への報告（県教委）
- (2) 改正された教科用図書採択地区を構成する市町村における採択地区協議会規約等の変更

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

- 公印の改刻 (県政情報・文書課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) 二
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (森林整備課) 六
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 六
- 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号の一部改正 (選挙管理委員会) 七

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○宮城県公報第三〇〇五号(平成三十年十月三十日付け)中

## 告 示

○宮城県告示第九百八十八号  
次のとおり公印を改刻した。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種類	用途	印		使用開始年月日
			旧	新	
宮城県病害虫防除所長之印	地方機関	一般文書用			平成三十年十一月一日

○宮城県告示第九百八十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年九月二十日次の者を指定した。

平成三十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
柳川 明弘	耳鼻咽喉科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

株式会社アーネストワン

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年十一月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市大曲字西田九十八番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東松島市大曲字寺沼百四十九番地八  
遠藤れい子

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。  
平成三十年十一月六日

宮城県教育委員会  
教育長 高 橋 仁

大崎採択地区	大崎市・加美郡（色麻町・加美町）・遠田郡（涌谷町・美里町）
栗原採択地区	栗原市
登米採択地区	登米市
石巻採択地区	石巻市・東松島市・牡鹿郡（女川町）

北部採択地区	栗原市・大崎市・加美郡（色麻町・加美町）・遠田郡（涌谷町・美里町）
東部採択地区	石巻市・登米市・東松島市・牡鹿郡（女川町）

表南三陸採択地区の項中「南三陸採択地区」を「気仙沼採択地区」に改める。

に改め、同

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号  
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。  
平成三十年十一月六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫  
面瀬地域ふれあいセンターの項を削り、保健福祉センターの項中「保健福祉センター」を「唐桑保健福祉センター」に改め、本吉総合体育館の項を削り、市民福祉センター（やすらぎ）の項の次に次のように加える。

- 本吉保健福祉センター 同 市本吉町津谷新明戸一三六番地
- 本吉幣掛ふれあい会館 同 市本吉町幣掛一九二番地三
- 本吉在区コミュニティセンター 同 市本吉町卯名沢一〇五番地四
- 本吉中郷会館 同 市本吉町洞沢一三八番地二
- 東松島市大塚コミュニティセンターの項中「東松島市大塚コミュニティセンター」を「東松島市大塚地区コミュニティセンター」に改め、亙理町働く婦人の家の項の次に次のように加える。
- 亙理町勤労青少年ホーム 同 郡同 町荒浜字中野三三番地
- 亙理町農村環境改善センター 同 郡同 町吉田字大塚一八五番地
- 亙理町荒浜体育館 同 郡同 町荒浜字中野三三番地
- 亙理町吉田体育館 同 郡同 町吉田字大塚一七二番地
- 館南仮設住宅集会所の項、旧館仮設住宅集会所の項、宮前仮設住宅集会所の項、公共ゾーン仮設住宅集会所一の項、公共ゾーン仮設住宅集会所二の項、公共ゾーン仮設住宅集会所三の項、中央工業団地仮設住宅集会所の項、株式会社ナガワ仙台工場敷地内応急仮設住宅集会所の項、浅生原内手応急仮設住宅集会所の項、浅生原東田応急仮設住宅集会所一の項、浅生原東田応急仮設住宅集会所二の項、浅生原箱根応急仮設住宅集会所の項、高瀬西石山原応急仮設住宅集会所の項、町民グラウンド応急仮設住宅集会所の項、旧坂元中学校跡地応急仮設住宅集会所の項及び中山熊野堂応急仮設住宅集会所の項を削る。

### 正 誤

○宮城県公報第三〇〇五号（平成三十年十月三十日付け）中

